

友好祭ニユース

NO.16.

1957. 8.16.

第六回世界青年学生平和友好祭
日本実行委員会
東京都千代田区丸の内 一ノ一
交通公社内 TEL 281-679

法廷斗争対策委設置へ第十回実行委開かる

第十回実行委員会は八月八日参議院会館で開かれた。会議は第九回実行委員会以後の経過報告にはじまり、とくに一五〇名が五名ふえた経過及びその配分、代表として決定されたから参加できなかった稲葉樹木代表、同じく菊岡、角田事務局長の問題に討議が集中した。

一、五名の増員とその配分、及び事務局長の問題について

――経過――

前任実行委員会と内田移住局長の交渉で五名の枠をふやすこと（但し局長は発表しないこと）を条件付きで、に委員が一致した。これに対して前任実行委員会は原則的には全国実行委員会の討議にかけてこの配分を決定すべきだと判断したが、時間的關係や当時の諸状況、そして外務省等の条件をも考慮して、前任実行委員会の責任において配分をおこなうことを決定した。

配分については、文化三名、中央一名、地方一名案を依つて具体的五人選にとりかゝつた。ところがこの配分案が前任委で討議されていく間に文化部門ではすでに増員された五名全員の文化部門で配分してしまつていた。（このように行き違ひが生じたのは、前任実行委が移住局長と交渉した際、局長より「一五〇名とゆう数字は文化関係を考慮して出したものであるから三〇名では少なすぎる、六十名位にしてほしい」とゆう発言があったのを、交渉に参加してした角田前任委員（文化）が五名は全部文化への増員であると判断して配分したためにおきたものであることが判つた。）

前任委員会は、五名を文化で全部配分することは適当でないとして直に文化各ジャンルの話し合いをもつたがすでに代表選出ははじめられていて到底ひきあげることができなくなつてしまつていたのである。

そこでやむを得ず事務局を削減することが提案され、事務局員二名が縮小された。そして中央からは日農、地方から福岡が最終的に決定された。

日農については全体の代表団の中で農村代表が極めて少いこと、更に事務局二名を切つた際文化代表の中から二名が事務局活動に参加することになったが不可能な場合中央から代表候補代表に事務局活動をやつてもらつたことを確認してきめられた。福岡は九州の代表が他に比較して少ないとゆう判断できめられた。

◎ 事務局員の選定については、五名の配分と関連して決定が最も遅いのはなされてきた。そのようになつた中で前任委員会は前任委員全員の出席した会議で人選することが困難な状況を考えて前任委員の壬午マワリで投票し（これには八団体の前任委員が投票した）菊岡、角田氏を含む五名の事務局員が決定された。この決定の確認直に菊岡、角田氏は半條の家に帰つていく間に前記のような事務局削減が決定されて菊岡、角田氏の放棄申請の手続きはとりやめられた。

以上が経過の大半であるが

- (1)、二名の事務局員の問題は五名増に対する前任実行委員会内での（前任委、文化）理解のくいちがひから生じた問題であり、前任実行委は誤りを認める。
- (2)、一旦多数でもつて決定されたことがそのすぐあとで少数によつて否決されるよう非民主的運営に大きな原因があつた。

- (3)、多忙で混雑した中であれ、決定が責任をもつてひきつが水戸かつた責任は大きい。
- (4)、日農九州については民主的決定という立場からいへば前任実行委員会に五名を配分する権限はなかったのではないかと、それを前任実行委だけできめたことに無理があつた。ことを確認して報告を了承した。

二、稲葉誠一代表について

――経過――

樹木代表として稲葉氏が決定されたことは間違ひのない事実である。

稲葉氏は十七日朝二度にわたつて正式決定の旨を前任実行委事務局に報告した（誰が電話をうけたかはまだわからぬ）それに従つていろいろな指示もつけきめられた会場も注射まうつたにも拘らず放棄申請がなされずついに参加できなかつた。

◎ この問題に関することは

- (1) 稲葉氏の代表決定は確認され、一五五名の代表団名簿に入つていたか。
- (2) 入つていない場合、どのような理由に基くか。
- (3) 入つていなかった場合、なぜ放棄申請がなされなかつたか。
- (4) 稲葉氏が行けなかつた代りにどこで決定されてもいない小西代表（交通公社）が一五五名に加わつていないが誰がその放棄申請をしたか。

とゆうことである。

これらについては現在すべて不明にするものは不可能である――なぜなら当日は徹夜で各府県ジャンルのきめられた代表を前任実行委、事務局で受け、きまつたところから名簿を作成し放棄申請をしていたのであるが受け、名簿作成、申請の実務を担当していた川村事務局員が代表団とともにモスクワへ行つていいる。詳細な経過は前任実行委でも不明である。

たゞ現在いえることは十八日早朝新浦本館宿舎へ事務局より電話をかけた、川村事務局員に、なぜ稲葉氏の放棄申請をしなかつたかと質問したのに対し、稲葉氏の正式決定について報告をうけていたと回答をえていいることである。

しかし川村事務局員の名簿によつて一五五名の名簿を作成した各新聞社の報道には稲葉氏の名前が記載されておらず、いづれかがある。

小西代表については前任実行委でも一五五名に入れることは決定してはいたのにもかかわらず入つたか不明である。若えられることは小西代表については外務省が別件で決めていといつていたので根拠に一人の判断で申請してしまつたといふことである。

以上が現在わかる範囲での経過であるが、このような事態が生じた一切の責任は前任実行委員会事務局にあることは勿論であり、稲葉代表に対しては深くお詫ひしつけられたい。詳しい内容については川村事務局員の帰国次第に調査し前任実行委員会の責任を明らかにしていくことになつた。

三、「覚え書」について

第九回実行委員会は今後の法廷斗争を考慮して「覚え書」についても、我々が不満なから一五〇名を送る事を表明することを決定した。

しかしこれは、その右の外務省との交渉の中で次のようなるものにかえられてしまった。

覚書

本年モスクワで開かれる第六回世界青年学生平和友好祭に当委員会五〇名参加することを決定し必要手続をとり準備をすすめてきたが、諸情勢から話し合の結果今回一五〇名の渡航によつて本件は解決したことを認めます。

昭和三十二年七月十七日

第六回世界青年学生平和友好祭

日本実行委員会

代表委員

平沢栄一

外務省内田移任局長殿

印

即ち、吉田、米山両常任委員が外務省に行つた際、外務省の案をみせられた。

それは「三五〇名」とり下げて一五〇名を円満解決した」とゆつ外務大臣あての誓約書であつた。これでは実行委員会決定と全く相対するので、常任実行委員会、実行委員会決定をもとに作成していつた所、外務省はうけつけられぬといつた。一時両方にわたつて交渉したが対立したまま物別れとなつた。

その右外務省からは「誓約書」をいれなければ、旅券は絶対に出さぬといふ態度で申入れがあり、これをえず常任実行委員会前記「覚え書」を手渡したものである。

この一札が法廷斗争に大きな影響を及ぼすことは充分考えられる。一五五名の旅券を確保するためのやむをえざる処置として請じたとはいへ、実行委員会の決定とことなつた内容で「覚書」が入れられたことは残念なことである。

四、法廷斗争について

法廷斗争をすゝめるにあつたその考え方については別紙のとおりであるが、今名の我々の法廷斗争は極めて困難である。

弁護士とはたえず打合せを行つておらうと決めておられるが弁護士の間でも必ずしも見解が一致してはいない現状である。

「覚え書」をいれだとして「覚え書」によつて残り三四五の旅券申請を行わなかつたことは我々の今右の斗いを決定的に不利にしていくことは否定できない。

法廷斗争をはじめ法律上の構成については、どの弁護士も有効と考えているが勝つか負けるかということについては決して樂觀を許さぬ状況である。

常任実行委員会ではすでに訴訟委任状の作成を終つて、弁護士団の意見の調整の結果をまつているところである。

(尚先)に改めて旅券申請をすることをきめたが、国際準備委員会の新しい招待状や必要書類の作成、あるいは他の理由での却下時間切れなどを考慮して困難であるが現在の条件で斗争することになつた。

当面別紙のとおり対策委員会を早急に設置し、そこで法廷斗争の研究や対策をすすめていくことになり、各団体では強力なる対策委員会の発定のために努力していくことがきめられた。

五、総括について

今回の友好祭運動の総括(特に旅券獲得斗争を中心とした)については一日も早く行われる必要があるが常任実行委が満足に開けず、完全な意見の一致のな、まさに「討議資料」としての総括(案)が全国実行委員会へ提出された。実行委員会では時間的余裕もあつて個々に意見をだしあつた程度に止り、常任実行委で改めてつくり直すことになつたが各地方実行委員会や中央諸団体ですでに総括を行つたところはぜひ事務局へ連絡して下さい。

六、日本代表団活躍「文化代表」

第六回世界青年学生平和友好祭における日本代表団の目ざましい活躍についてはすでに入ホーツ代表の活躍と、ともに新聞等のニュースで御承知のこと、思いますが、文化代表の輝かしい成績を未知せします。

◎ 東洋古史舞踊

金賞 市山松葉(加藤まち子) 「鷲娘」

銀賞 若柳雅泰(幸岩正泰) 「連獅子」
坂東志満(高橋志満)

銀賞 水木歌寺史(金子純子) 「越後獅子」
水木歌寺燐(蘭冬子)

◎ キャラクターダンス

銀賞 石井かおる(阿藤英子) 「アニトラの踊り」

◎ 声楽

金賞 滝沢三重子 「ママム、バターフライ」の「或る晴れた日に」

◎ ギター

金賞 鈴木巖

◎ 東洋古史音楽 独奏

金賞 北原望山(北原正邦) 「春の海」 尺八

金賞 須地姉子 「六段」(筆曲合奏)
土橋明
後藤すみ子

◎ 映画

金賞 「暁畫の暗黒」

七、日本代表団帰国予定

日本代表団は八月二十四日、全費ナ木ト力発、八月二十六日、新着の予定である。

一九五七年八月二十一日

第六回世界青年学生平和友好祭
日本実行委員会

法廷斗争の開始にあたって

訴訟委任状を同封します

一、法廷斗争の準備についてはこれまでの二ニュースや判例等の資料でお知らせした通りです、数回にわたった弁護士の意見の調整も、本日の弁護士団と常任実行委員会との打合わせで完全な一致をみ、いよいよ訴訟の具体的準備に切りかかることにになりました。

問題の「覚書」は私達が自由な意志によつて書いたものでなく、政府外務省の不当な強制と圧迫によつて、しかもそれを書かねば一名の旅券も出さないとゆう半ば脅迫的な強要の中で不本意ながら出したものであり、旅券申請の手続きが行えなかつた点も渡航申請は旅券申請の前提とみなされて、請の一端として升てよい。三四五名は正当な権利であるにも拘らず、旅券申請を阻止され断念せしめられたがこれは明らかに不法な行政行為によるものである。

以上のような立場から私達は法廷斗争は法律上有効に構成すると判断し、国家賠償請求の訴訟としてただかうことになりました。

ついでには在留代表の皆さんが渡航の自由とゆう正当な私達の権利をまもる立場から全員揃つて法廷斗争に参加されるようよびかけます。

二、法廷斗争の実際の仕事は法廷斗争対策委員会（構成は全青婦、日青協、全学連、日農、民青及び、東京代表三名、タテワリ在京代表二名の十名）がすすめていくことになりませんが全代表団及び広汎な諸団体の組織的援助なしにこの法廷斗争に勝利することは困難です。

全代表団が対策委員会を中心に固く団結してただちに準備をすすめてまいりましょう。

法廷斗争の費用は訴訟をおこすに当つて裁判所に納める印紙料、弁護士への謝礼、宣伝活動、通信費等で約五十万は必要です（実行委員会が現在の会計内でやれるよう整備を急いでいますが大体可能に見通します）

各府県、各ジャンルの代表団毎に当面次のことを積極的に行って下さい。

(一) 法廷斗争の意義について充分話しあひ全員が参加できるように代表団の体制を固める。

(二) 私達を送りだしてくれた広汎な団体や個人の中へこの問題をもちこみ、恒常的な支援組織を確立する。

(三) 代表団の帰国報告と結合して政府外務省の不当な人権の侵害と旅券制限の意図をより多くの人々にアピールし、あらゆる集會、あらゆる組織で抗議と法廷斗争支援の決議やカンパを訴える。ジャーナリズムへの働きかけも重要である。

(四) この法廷斗争が旅券問題だけに限定され孤立した闘いにならないよう身並を平和運動や生活と権利をまもる、さまざまの運動や闘いとたえず結合して進められるよう特に留意すること。

三、大切なことは何人といつても代表団の固い団結と幅広い国民の手論の支持です、これなしには決して勝利できないことは明らかです。

対策委員会だけに任せきりにしたり、少数の人を頼りにするのでなく皆の力を結集してこの長い法廷斗争を闘いぬきましょう。

一九五七年八月十日

第六回世界青年学生平和友好祭

日本実行委員会

法廷斗争をすすめるにあたって

去る八日に開かれた第十回全国実行委員会、七月十六日の実行委員会決定に従い更に強力に法廷斗争の準備をすすめることを確認しました。
すでに、旅券申請書、もかたりの代表から送られて来ております。
常任実行委員会から明確な方針が出されていよいよ、本堂にやるのか、やれるのか、とゆう不安な態度をきめかねている地方も大分あると思しますので、簡単に今右法廷斗争をすすめる上での基本的立場について明らかにします。

一、日本国憲法は第二十二条に於てわが国民の海外渡航の自由は決して侵すことのできない権利であることを明記してあります。
しかるに政府外務省は何の法律的、理論的根拠も示さずなのままに代表団を百五十五名に制限し私達の基本的人権を侵害してあります。
このような不当な権力の行使に対して私達はあらゆる方法をもつてその不当性を明らかにし、権利を守るために斗争をなすつもりです。
今回の法廷斗争が軍用者損害賠償のためのみに行われるものでないことは、勿論で、地方祭典を中心とする行われる友好祭運動の一環として進められなければなりません。

二、政府は現在その拒否の理由の法的根拠として旅券法第十三条第一項第五号をあげていいます。
それは「……外務大臣に於て著しくかつ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがある」と認めるにたりの相当の理由がある者」は旅券発給を拒否できるとゆうものです。
私たちは、このような条項が友好祭代表には縁もゆかりもないものであることを確信するとともに、そのデタラメさに憤慨せざるをえません。
この条項の適用がいかに不当なものであるかは、すでにお送りした国慶節代表団の判決に於て明らかにされた通りであり私達も最右まで斗争をなすつもりです。

三、行政訴訟にするか損害賠償の民事訴訟にするか、一私の法的効力は「……」といろいろ問題がありますが詳しい進め方については弁護士団と緊密に連絡をとつていく事が必要です、そのためにもまづ代表団が固く結束し、実行委員会とともに一致団結して斗争するような体制をつくる事が重要で、実行委員会では法廷斗争対策委員会をつくることをきめました。
その構成は

◎ 代表団より 四名

◎ 実行委員会より 三名

◎ 常任実行委より 三名

程度が適当と考えます
同時にこの斗争が国民の身論につねに支持されるよう広汎な諸団体と固く手をとりあつていくためにも強力な支援体制をくんでいくことが大切です地方でも報告活動や地方祭典の中でとしとし訴え組織化していくことが大切です。

四、次にこの斗争を保証する財政的支援付けが必要で、民事の場合だと損害賠償の金額によつて違いますが、損害賠償要求額が一〇〇〇万円の場合は五万円の印紙代がまづ必要であり、二〇〇〇万円の場合には十萬の印紙が必要で、
それ以外に弁護士への報酬等がありますので四〇万、五〇万円は必要です。
これは現在の財政状態でもやれますが、代表団、地方実行委、地方友好祭の中で法廷斗争の問題を訴えていく中で資金カンパを行う等の方法も考えられます。

五、何分長い期間を要する斗争ですので（三年位）しつかりした基礎の上に始めることが特に重要で、平和友好祭実行委員会がカンパニア組織とゆうその性格からも近いうちに解散せねばなりません。
その為にも強力な今右充分斗争する対策委員会を早急に発足させ、そこで具体的斗争をいろいろ研究、討議しながら訴訟をすすめていかなければなりません。全国の地方実行委員会、代表の協力を強く要請します。

中央実行委員会
地方実行委員会 殿
代表 団

声 明

モスクワ祭典の閉幕にあたって

全世界の青年学生の期待をよせて、七月二十八日よりモスクワで開催された、才六回世界青年学生平和友好祭は、二週間にわたる祭典の行事を終えて、今日その幕を閉じました。全世界百十一カ国から思想、信条、人種の違いをこえて十五万の青年が参加したこの祭典が、幸福と親睦、友情と平和のために、みどり多い成果をもちえたことを私達は心から祝福します。

日本における平和友好祭運動も広汎な青年組織と、若い人々に関心をもち多くの人達の支持によってかつてない規模を進められ、モスクワ祭典には、全国のあらゆる地域、分野から五百人の代表が選ばれました。しかるに外務省は私達のこの熱烈な祭典参加の希望に対し、何らの法律的根拠を明示することなく旅券の発給を制限し、代表団の陳情に対して武装警官隊を出動させる暴挙をあえてしたのであります。憲法才二十二条が、わが国民が外国に渡航する自由はこれを侵すことができない旨を保証しているにも拘わらずこのような不法な権力の行使によって私達の正当な権利がふみにじられたことを許すことはできません。今後私達は法廷斗争を含むあらゆる手段をもつて嚴重に抗議し、人権を守る闘いをおし進めることを強く表明するものです。

モスクワ祭典に参加した一五五名の日本代表は、全日本青年学生の期待をにない、熱心に世界各国の青年学生と交流し、技を競い、文化スポーツ代表は、数多くの金賞、銀賞をかくとくする等めざましい活躍を示しました。

又現在東京で開かれている才三回原水爆禁止世界大会に呼応して、原水爆禁止のための世界青年学生平和集会を日本代表団の提案で開催し、原水爆禁止のために意義ある役割を果したことを私達は日本青年の大きな誇りとしています。

一方国内においても、全国各地で、平和とよりよい生活、青年の美しい未来のための創意にあふれた集会や祭典が開かれて友情を交歓し、団結をますます固めるための努力がたゆみなく続けられております。

才六回世界青年学生平和友好祭が、非常に困難な条件の中でやむなく押しすすめられ、あらゆる組織をあけて統一されたこの力が、今後の日本の青年の平和運動にむけて、理想、信条をこえてますます固く友情のきまなで結ばれてゆく基礎づけとなりえたことを私達は深く喜びます。

この成果もひとえに、全国の青年学生の結集した力のたまものであり、更に私達によせられた国民の皆様の限らない御支援のおかげと心から御礼を申上はると共に、今後共変らぬ御指導を下せることを御願ひ致します。

才六回世界青年学生平和友好祭の閉幕にあたり、ここに全世界及び全日本の青年学生が力強いこの友好祭の成果を、厳肅に確認し、喜らかに次の言葉を宣言します。

私達は才六回世界青年学生平和友好祭によって

平和と友情のためにすばらしい仕事をなしとげた。

一九五七年 八月十一日

第六回世界青年学生平和友好祭

日本実行委員会

